

別記様式

会 議 録

会議の名称	令和８年度第５回戸田市外部評価委員会 (施策１３ 生活困窮者支援の充実)
開催日時	令和８年８月７日（金）１３時１５分 ～ １４時２７分
開催方法	５０１会議室
出席者氏名	委員長 佐藤 徹 副委員長 長野 基 委員 濱田 和輝 委員 田中 治夫 委員 宮崎 仁美 委員 饗場 順子 委員 須永 由美子
欠席者氏名 (委員)	無し
説明のため 出席した者	健康福祉部 今井参与 生活支援課 高木課長、森島主幹 子育て支援課 渡邊課長 親子健やか室 工藤課長
事務局	渡辺課長 石嶋主幹 藤田主任 大原主事
議 題	１ 外部評価委員紹介 ２ 担当部局紹介 ３ 外部評価ヒアリング
会議の経過 及び 会議結果	別紙のとおり
会議資料	１ 次第及びタイムテーブル ２ 施策評価シート及び事務事業評価シート ３ ロジック・モデルシート ４ 事前質問及び回答

(会議の経過)

発 言 者	議題・発言内容・決定事項
担当部局 饗場委員 担当部局 饗場委員 担当部局 饗場委員 担当部局 須永委員	1 開 会 2 外部評価委員紹介 各委員の紹介を行った。 3 担当部局紹介 評価対象施策担当部局の紹介を行った。 4 外部評価ヒアリング ○施策の概要 概要説明を行った。 ○事務事業の妥当性、施策指標の妥当性 不正受給防止の調査はどのくらいの頻度で実施しているか。 税所管課への確認は年に1回、9月頃に実施しているくらい。新規の保護 決定の際は、金融機関への調査も行っている。 車の所有についてはどのように確認しているか。 原則、本人からの申告に基づいているが、所有しているという情報を得た 際には、運輸支局に照会している。 保護費は毎月支給しているのに対して、調査は原則年に1回とのことだ が、不正受給発覚前に支給した分の扱いはどうなるか。 不正受給していた分については、遡って全額返還させる。 施策指標「生活保護受給者の就労支援事業参加者数」について、生活保護 受給者以外の生活困窮者に関する就労支援事業への参加状況や収入増加に

	ついて教えてほしい。
担当部局	施策指標については、生活保護受給者のみの数値としており、受給者以外については事務事業評価シート「生活困窮者自立支援事業」に掲載されている。
須永委員	生活困窮者と生活保護受給者は同じとして捉えてよいか。
担当部局	同じではない。生活困窮者の一部が生活保護受給者である。
須永委員	施策評価シートの「施策の展開」において、「生活保護に至る前の生活困窮者に対して、生活困窮状態からの自立に向けた支援として、相談業務とともに、就労準備や家計改善に伴う支援を行う。」と記載されているが、該当する事務事業を教えてほしい。
担当部局	生活保護受給者以外の生活困窮者に対する取り組みは、「生活困窮者自立支援事業」の中で実施している。
田中委員	生活保護を申請した場合、親族の状況も調査すると思うが、外国籍の家族についても調査は行っているか。
担当部局	国内に住民票を有している親族のみが調査対象であり、国外の親族までは調査していない。
田中委員	生活保護受給者の内、外国籍のみの世帯はどのくらいの割合か。
担当部局	該当のデータが手元にないが、令和8年5月1日時点で、世帯主が外国籍である世帯は45世帯75人である。
田中委員	外国籍に生活保護受給者が増加しているように感じるが、実際の状況を教えてほしい。

担当部局	世帯主が外国籍である世帯はほぼ横ばいであり、市の人口は増加しているため、割合としては微減となっている。
濱田委員	施策指標「生活保護受給者の就労支援事業の参加者数」が目標に未達だったことに関連して、働くよりも生活保護を受給した方が手取りが多い場合があり、働かないという選択をする人が一定数いると思うが、どのように捉えているか。
担当部局	生活保護に限った話ではないが、就職しても離職を繰り返す人が一定数いる。その背景には、職種にこだわりすぎることや、自分がやりたいことと企業側のニーズが合わないことなど、就職先とのミスマッチが生じていることがある。生活保護を受給している場合でも、就労による収入の全てがそのまま保護費の減額につながるわけではなく、基礎控除等があるため、働いた分だけ手元に残る収入が増える仕組みとなっている。そのため、まずは少しでも働くことを勧めている。
長野委員	事務事業評価シート「ひとり親家庭等支援事業」の事業内容について、「ボランティアによる学習の支援を行う」と記載されている。ボランティアは市が募集しているのか。
担当部局	本事業は委託事業であり、委託事業者がボランティアや学習支援員を集めている。
長野委員	事務事業評価シート上、実施主体として「市による単独直営」にチェックが入っている。
担当部局	学習支援の取り組みは、「ひとり親家庭等支援事業」ではなく、施策1（子育て支援の充実）に紐づく「子どもの生活支援事業」の中で実施しており、現状、「子どもの生活支援事業」は本施策に再掲事業としても紐づいていない。事務事業評価シート「子どもの生活支援事業」においては、実施主体として「委託」及び「協働・協力」にチェックが入っている。

長野委員	本事業において、直営で行っている範囲と委託している範囲を教えてください。
担当部局	市で申込みを受け付け、対象者の情報を委託先に提供し、ボランティアが実際に学習支援を行っている。
宮崎委員	学習支援事業の概要を教えてください。
担当部局	貧困の連鎖を断ち切るために実施している取り組みである。東部地区・中央地区・西部地区の市内３カ所で、経済的に困窮する世帯のこどもを対象に、学力向上及び学習支援を目的として、教員のＯＢやボランティアが個別指導を行っている。
宮崎委員	学習支援を受けるには、事前に申し込みが必要か。
担当部局	そのとおりである。
饗場委員	具体的に対象者を教えてください。
担当部局	生活保護受給世帯のこどもと、ひとり親世帯のこどもが対象である。
事務局	施策評価シートの「施策の展開」において、学習支援事業に加えて、健康管理支援事業という記載もあるが、こちらも事務事業としては存在しない。あくまで健康管理を支援する取り組みを行っている」と解釈していただきたい。
長野委員	健康管理支援事業という事務事業は存在しないとのことだが、具体的にはどのような取り組みを行っているのか。
担当部局	「生活保護扶助費」の中で、受給者の健康管理を行っている。健康状態を改善することで、医療扶助に係る支出を抑制することが目的である。

長野委員	「生活保護扶助費」は、扶助費を支給する事業だと捉えていたが、健康管理に関する取り組みも行っているということか。
担当部局	そのとおりである。
佐藤委員長	施策評価シートの「施策の展開」において、「健康管理支援事業により、医療扶助の適正化を推進していく。」との記載があるが、今後取り組んでいくという理解でよいか。
担当部局	令和6年度から、国が示した健康管理を支援する取り組みを行ってきたが、数年間で蓄積したノウハウを生かし、今後は健康診断の結果等から対象者を絞った支援策も講じていきたい。
佐藤委員長	令和6年度から実施していたのであれば、事務事業評価シートに記載があつて然るべきではないか。
担当部局	指摘のとおりである。
佐藤委員長	施策指標「生活保護受給者の就労支援事業参加者数」とあるが、これは事業の成果ではないか。施策はマクロなレベルで捉えるべきだと考える。
担当部局	指摘のとおりであり、今後改善したい。
長野委員	事務事業評価シートには掲載されていないが、実際は実施していた取り組みがいくつか確認されたが、その取り組み単位で事務事業化することはできないか。
担当部局	国が定める事業に対し、市が一定割合を負担している状況であり、1つ1つの取り組みを事務事業化した場合、予算管理等の煩雑さが増すと考えられるが、今後の課題としたい。
佐藤委員長	大事なのは見せ方の問題である。施策評価シートや事務事業評価シートか

	らでは、どのような取り組みを実施しているのかわからない点が問題であり、見せ方は工夫してもらいたい。
担当部局	今後改善する。
濱田委員	○資源の方向性、その他 施策評価シートの「今後の方向性（人員）」について、ケースワーカーが標準数に比べて不足しているため、増やしていく意向が記載されているが、令和９年度以降の人件費が据え置きである理由を教えてほしい。
担当部局	人事部局に増員の要望を行うが、未確定事項のため据え置きとしている。
長野委員	就労できる人は就労するという概念に基づき、働き方改革の中で定年ラインが６５歳から上がる可能性があるが、本施策の方針に影響はあるか。
担当部局	公的年金の受給開始年齢が原則６５歳であることから、受給開始に伴って保護費が減る側面がある。今後、公的年金の受給開始年齢や就労の定年ラインが引き上げられた場合は、就労指導及び年金指導に影響があると考えている。
佐藤委員長	ケースワーカーが標準数に比べて不足していることに関して、実務上の実態を教えてほしい。
担当部局	これまでは配置人数は増えてきているが、国が定める「ケースワーカー１人当たり８０世帯」という標準数には達していない状況である。現状、世帯数から逆算すると、２４人のケースワーカーが必要であるが、２３人しか配置されていない。そのうち、４名が長期休暇中であるため、実態としては、ケースワーカー１人当たり約１００世帯を担当している。過去には、標準数に７人不足していた時期もあり、その頃と比較すると状況は改善していると言える。
饗場委員	令和９年度から２年間、飲食料品の消費税率が１％になるが、保護費に影響

	響はあるか。
担当部局	生活扶助基準は国が定めているが、現時点で通知はない。
長野委員	業務用A Iの導入により、担当者間の齟齬の解消や、資産差し押さえの効率化を図っている自治体もあるが、戸田市の状況を教えてほしい。
担当部局	生活保護の担当職員やケースワーカーが実務で活用する代表的な書籍として、分厚いものが4冊ある。これらの膨大な法令や「生活保護手帳」などの通知文書から、職員の質問に対して最適な回答を提示するA Iシステムの導入を検討している。システムの導入により、これまで手作業で行っていた業務について、大幅な事務の効率化が図れると考えている。
長野委員	資源の方向性の評価に際し、A I・D Xに係る投入分はどう考えたらよいのか。
事務局	政策的経費であり、複数年先を見通せないこともある。突発的に決定されることが多く、タイミング的に施策評価シートへ反映することが難しいため、記載されている内容のみで評価してほしい。
佐藤委員長	A I・D Xに係る投入分は考慮しなくてよいということか。
事務局	評価に当たっては考慮しなくてよい。なお、そのような分野に投入をすべきというご意見を委員からいただいた場合は、担当部局で投入について検討することになるので、ぜひ意見を賜りたい。
佐藤委員長	A I・D X分野における先進事例を教えてほしい。
担当部局	県内では少なくとも4つの自治体が先述のシステムを導入しており、電話にて効果等を確認した。その結果、システムの導入により、ケースワーカーだけではなく、ケースワーカー（現業員）の指導や監督、業務管理を行う査察指導員（スーパーバイザー）の業務効率化も図れていると確認した。短縮

	できた時間は、十分に確保できていなかった受給者とのやり取りに充てることができているそうである。
佐藤委員長	費用感を教えてほしい。
担当部局	自治体の規模にもよるが、おおむね月額２０万円から３０万円と聞いている。
	５ 閉 会